

「三次市過疎地域持続的発展計画(素案)」に関するご意見とそれに対する三次市の考え方

令和8年2月6日

部署名:経営企画部企画調整課

「三次市過疎地域持続的発展計画(素案)」について、令和7年12月17日から令和8年1月13日までの間、市ホームページ等を通じて意見を募集したところ、6通(21件)のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見の概要と、ご意見に対する三次市の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、ご報告します。

今回、ご意見をお寄せいただきましたことに厚くお礼申し上げます。

番号	ご意見の概要	三次市の考え方
1	ほ場整備により農地を大区画にして農業が円滑にできるようにしてほしい。 そうすれば、若い方が農業に取り組めるのではないかと思う。	ご意見と「第3次三次市総合計画」を踏まえ、P.26の「ア 農業」の項の4行目を「生産基盤の整備など、生産や流通、販売力の強化を図る。」に修正します。
2	P.8下から2・3行目の「挑戦」は「柔軟に対応」に変更すべきである。 (理由)「人口減少・少子高齢者社会に挑戦し続け、」という表現には無理がある。	ご意見を踏まえ、P.8の「人口減少・少子高齢社会に挑戦し続け、」を「人口減少・少子高齢社会に対応し、」に修正します。
3	P.13上から5・6行目の「総人件費の削減」は「総人件費などの義務的経費の節減」に変更すべきである。 (理由)人件費は物価上昇に合わせて増加していくものであり、削減=人員削減を行うのではなく、必要な人員は確保すべきであり、「削減」よりも言葉のニュアンスが穏やかな「節減」が相応しい。	ご意見と「第5次三次市行財政推進計画」を踏まえ、P.13の5・6行目を「引き続き、組織・機構の最適化や職員の適正な定員管理、人材育成や意識改革などによる効率的な行政運営に取り組む。」に修正します。
4	「市独自の農業所得個別保障制度の創設」を案に追加してほしい。	農業者全体に関わる施策になりますので、国において取り組むべきものと考えます。
5	蛍光灯の製造中止に伴い、常会が維持経費を負担している防犯灯のLED化は避けて通れない。現在、LED防犯灯設置の補助金は新設の場合のみであり、既設の防	ご意見のとおり、本市では安全で快適な生活環境の確保のためLED防犯灯の新設に係る事業を行っています。いただいたご意見については、今後の取組の参

番号	ご意見の概要	三次市の考え方
	<p>犯灯についても「LED化に必要な費用の補助制度」を追加してほしい</p>	<p>考とさせていただきます。</p>
6	<p>廃校校舎の有効活用と過疎化の加速を緩やかにしていくことを目的に、スタートアップ企業等のオフィスとして貸し出すことを追加してほしい。</p>	<p>これまで廃校となった校舎の利活用については、地域のご意見を聞く中から、地域の交流拠点施設などに活用してきたところです。</p> <p>いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
7	<p>スポーツのまちみよしの具体化に向けて、全国レベルの大会に出場できる選手の育成に取り組んでいくことを明記してほしい。</p>	<p>「第3次三次市総合計画」において、生涯スポーツや競技スポーツを推進するため、指導者や有資格者などの人材育成・確保を進めるとともに、指導者の資質向上を図る必要があるとしており、P.48「生涯スポーツの指導者の育成」を「スポーツ指導者の育成による生涯スポーツ・競技スポーツの推進」に修正します。</p>
8	<p>三次市は今後も人口が減少し、20年後には合併時の半分にあたる3万人を下回る見込みで、過去の対策は効果を上げず税金の無駄遣いになっており、財政は切迫している。過疎計画では厳しい将来像を明示し、次世代に負担を先送りしないよう事業を厳選する必要がある。</p>	<p>本市では、令和3年度に策定した「三次市長期財政運営計画」に基づき、歳入確保と歳出抑制を進めるとともに行財政改革に取り組んできました。</p> <p>今後も適正な人員配置や事業の見直しなどによる経費削減や行政運営の適正化に取り組み、財政の健全性を維持します。</p> <p>これまでの過疎対策事業では、生活基盤や産業基盤の整備、福祉・医療・教育の充実、集落支援など幅広い取組により、地域の活力向上に向けて一定の成果をあげてきました。今後は、これまでの成果を踏まえつつ、優先度を総合的に判断し、事業を厳選して推進してまいります。</p>

番号	ご意見の概要	三次市の考え方
9	<p>既存の価値ある資産を維持し、将来に引き継ぐことが重要である。強みである美しい田園都市をめざし、中心部偏重の投資を改め、周辺地域の生活基盤を維持することが必要である。</p>	<p>本市は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」第41条第1項に基づき、市全域が過疎地域として公示されています。</p> <p>そのため、本計画についても、市全域を対象としており、特定の地域に限定したものではありません。</p> <p>事業の実施については、それぞれの地域の資源等を最大限に活用したまちづくりに取り組んでいきます。</p>
10	<p>現行計画には、結婚コーディネーター事業が入っているが、婚活関係の個別事業が入っていないように思うので、婚活イベントを行ってほしい。</p>	<p>今回のパブリックコメントでは、個別事業については調整中のため記載していません。</p> <p>本市では、「第3次三次市総合計画」に基づいて、結婚の希望を叶える出会いの場の創出を支援することとしています。</p> <p>いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
11	<p>「バス&レールどっちも割きっぷ」が2025年度グッドデザイン賞を受賞したことと芸術線を活用した取組をしていることを踏まえて、三次市に定住してもらうことを率先して行ってほしい。</p>	<p>人口減少・少子高齢化が進む中、定住対策は重要な課題と考えています。</p> <p>移住・定住・地域間の交流の促進、人材育成については、P.20に記載しておりますように、三次の魅力を発信し、「住みたい、住み続けたい、帰ってきたい」と思えるまちづくりを進め、定住の促進に取り組めます。</p>
12	<p>分野ごとの記載にほぼ全項目とも「計画（個別事業は調整中）」とあり、具体的なものが何も書かれていないこの素案ではコメントが難しい。「計画」ではなく「基本方針」ではないかと思う。</p> <p>個別事業が調整中であれば、個別事業に関するアイデアなどの提言募集も必要ではないか。</p>	<p>本計画は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、令和8年度から令和12年度までの5年間における過疎対策の基本方針と施策の方針を示すものとなっています。今回のパブリックコメントでは、個別事業については調整中のため記載していません。</p>

番号	ご意見の概要	三次市の考え方
13	現在の過疎計画を引き継ぐことは大切だが、表現・文言など大差ないため、インパクトのない計画に見える。	本計画は、過疎地域が抱える課題に対する基本方針と施策の方向性を示すもので令和3年度から令和12年度までの10年間のうち、後半5年間の計画として、前計画から継続して取り組むものとなります。
14	各項目に「公共施設等総合管理計画との整合」とあるのは、1の基本的事項で記載済みなので記載不要ではないか。	市町村計画は「過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法」第8条第6項により、公共施設等総合管理計画に適合しなければならないこととされており、各項目で「公共施設等総合管理計画との整合」について記載するよう示されているものです。
15	総合計画やほかの計画に従い準じるのは当然大事なことであるが、他の計画からの引用部分が多くある。過疎計画の独自性を表現してほしい。	計画本文に関しては、市の最上位計画である「第3次三次市総合計画」を前提として、各個別計画との整合も図りながら、過疎対策の基本方針と施策の方向性を示しています。
16	デスクワーク中心の策定で、過疎地域の現場への踏み入れや現場の人々の話を聞くといった現場の把握が不足しているのではないか。	本計画は、「第3次三次市総合計画」や各個別計画など市民参加による計画策定の成果や現場からの意見を踏まえて策定しております。
17	合併当時の「みなし過疎指定」から「過疎指定」になったことで合併前の町村の実態が見えにくくなっているのではないか。旧三次市と周辺地域との過疎対策がアンバランスになっていないか。	本市は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」第41条第1項に基づき、市全域が過疎地域として公示されています。そのため、本計画についても、市全域を対象としており、特定の地域に限定したものではありません。事業の実施については、それぞれの地域の資源等を最大限に活用したまちづくりに取り組んでいきます。
18	市民の暮らしに直接関わる防災や福祉などに関して住民自治組織の関わりが記載されているが、「住民自治」の考えをさらに	本市では、住民自治組織を中心とした地域主体の活動を重視しており、各地域の「まちづくりビジョン」に基づく特色あるま

番号	ご意見の概要	三次市の考え方
	<p>進めて「地域への分権」を進めてはどうか。一方で、地域や地域の人に対する行政の責任・責務はなんなのかという問いへの答えを盛り込めないか。</p>	<p>ちづくりを推進しています。 また、行政の責任・責務について本計画では、P.8「多様化する市民ニーズに応じた行政サービスを提供するため、市民や地域、企業、団体など多様な主体と互いに協働・連携していく体制が重要になっている。」としており、P.50では『「地域まちづくりビジョン」の実現や地域の実情に応じた個別課題の解決に向けた取組を支援していく」として、伴走支援する役割を担うこととしています。</p>
19	<p>多岐にわたる分野の分析・方向性が整理・網羅されている。</p>	<p>本計画は、移住・定住、産業振興、交通、生活環境、福祉などの政策区分について現状と問題点を分析し、対策を整理しています。本計画に基づき、地域の持続的発展に向けた取組を推進してまいります。</p>
20	<p>(3)計画(個別事業は調整中)と(4)公共施設等総合管理計画の説明文が各項目で同じになっていることに手抜きや煩雑さを感じる。</p>	<p>(3)計画(個別事業は調整中)については、調整中であるため事業内容の記載をしていませんが、各分野で過疎対策事業債を活用する予定の事業を掲載します。また、市町村計画は「過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法」第8条第6項により、公共施設等総合管理計画に適合しなければならないこととされており、各項目で「公共施設等総合管理計画との整合」について記載するよう示されているものです。</p>
21	<p>もっと図や写真を使ってほしい。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の参考意見とさせていただきます。</p>

<連絡先>

部署名:三次市経営企画部企画調整課

住 所:三次市十日市中二丁目8番1号

電 話:0824-62-6115

ファックス:0824-62-6223

電子メール:kikaku@city.miyoshi.hiroshima.jp